

京都市中小企業経営動向実態調査実施業務 受託候補者選定のための提案書評価要領

この要領は、京都市中小企業経営動向実態調査実施業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において、受託候補者を選定するための評価方法及び評価基準を定めるものとする。

1 評価の基本的な考え方

- (1) 委員会が実施する審査に係る評価項目は、次のとおりとする。
 - ア 業務の実施能力及び経験（実施体制、統括責任者及び担当者の能力・経験）
参加者が業務実施体制を整えられるか、また、業務遂行に必要な能力と経験を十分に有しているかについて評価する。
 - イ 業務実施方針
業務内容における企画及び提案力について、次の3項目を評価する。
 - ・ 調査名簿の質を高めるための方策
 - ・ 調査票回収率目標60%を達成するための方策
 - ・ 調査報告書の内容の質を高める方策
 - ウ SDGsに資する取組
契約を通じて、社会的課題の解決に資する取組の推進を図るため、「これからの1000年を紡ぐ企業認定」又は「KES」の認定等を取得している者は、加点評価する。
 - エ 見積金額
費用の内訳が明確であり、業務を実施するのに逸脱した金額でないかを評価する。
- (2) (1)イに示す評価項目について、最も重視して評価する。
- (3) 見積額が募集要項2業務概要(4)の上限額を超過している場合は、原則として選定しないものとする。
- (4) 評価基準に則り、各委員が採点した提案書の評価点の合計により、受託候補者を決定する。

2 評価方法

- (1) 各委員は、「SDGsに資する取組」及び「見積額」以外の各項目については、当該業務の内容に照らし、A、B、C、D、Eの5段階評価で評価し（最も良いものをA、最も悪いものをEとする）、「SDGsに資する取組」については、当該認証を取得している場合はA、取得していない場合はEと評価する。
- (2) 評価の換算係数は次のとおりとする。
 $A = 1$ 、 $B = 0.75$ 、 $C = 0.5$ 、 $D = 0.25$ 、 $E = 0$
- (3) 各評価項目（「見積額」の項目を除く。）の配点に換算係数を乗じて評価点を算出し、それらを合計したうえで、小数点以下を切り捨てた値を提案書の評価点とする。